



住宅用火災警報器

についてのQ&A

平成16年の消防法改正に伴い、平成18年6月1日から、

新築住宅などに対する住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。既存住宅に関しては、松前町の場合5年間の猶予期間が設けられており平成23年の6月1日までに設置すればよいこととなります。

以下に多く寄せられる住宅用火災警報器についてのQ&Aを掲載しますので、参考にしてください。

Q1

どこで購入できますか？

A 消防用設備を取り扱っている業者から購入することができます。業者名については、「ディリータウンページ」の「消防用設備・用品・保守点検」に掲載されている業者又は、愛媛県消防設備保守協会のホームページに掲載されている協会加盟業者の住宅用火災警報器販売店リストを参考にしてください。

<http://www.1qunifa.com/ehime>

shnk/goods/index_02.htm

また、電気店やホームセンターなどで販売している所もあります。

Q2

価格はどれくらいですか？

A 住宅用火災警報器には、熱を感知して警報する「熱型」と煙を感知して警報する「煙型」があります。現在の市場価格は熱型が6,000円程度、煙型で8,000円程度です。ただし、メーカーや性能によって価格は変わってきますので、購入の際には業者と相談のうえ、日本消防検定協会の鑑定マークである「NSマーク」の表示してある適切な住宅用火災警報器を購入しましょう。

Q3

家のどこに設置すればよいのですか？

A 「寝室」です。また、「寝室」が2階にある場合、2階にいたる「階段の上部」に煙型の火災警報器を設置しなければなりません。その他いろいろなケースがあります。くわしくは販売店やメーカー、又は消防署までお問い合わせください。

また、台所への設置は任意となっておりますが、設置する場合には熱型を設置するようにしましょう。

Q4

悪質訪問販売が横行しているようですが、

A はい、既に全国的に住宅



用火災警報器の悪質訪問販売による被害が報告されています。

事例1 「法令が変わり、一般家庭への住宅用火災警報器の設置が義務付けられたので、今なら定価2万5千円のところを2万円にする」と言われて機器を提示したが、高いので購入しなかった。

事例2 「一般家庭に住宅用火災警報器を設置する義務がある」と言われて、家に入り台所の天井に機器を設置した。2万円を支払ったところ、「領収書を持ってきます」と言い外に行ったきり戻ってこなかった。

事例3 「一般家庭に住宅用火災警報器の設置が義務付けられた。今なら無償で設置するが、定期的な点検には費用がかかる。今から訪問してよいか」との電話があった。

不審な業者と思われる場合は、購入せずに消防署までご相談ください。

◎注意点

住宅用火災警報器の市場価格は2万円もするものではないかもしれませんが、既存住宅への設置義務の発生は平成23年6月からです。また、定期点検は個人で簡単に行えるもので、資格などは必要ありません。悪質な訪問販売による被害を未然に防ぐためにも住宅用火災警報器に関する正しい知識を身に付けましょう。

● 女性消防団の「ちょっといい話」 ●

〈第4回〉

今回は台風シーズンに備えての豆知識です。集中豪雨による水の浸入を防ぐ代表選手といえば「土のう」ですが、一般的ではないですよ。そこで、一般家庭でもつくることのできる「土のう」について、お知らせします。

40リットル程度のゴミ袋を2枚重ねにして、その半分くらいまで庭の土を入れ、口を固く結べば、簡易土のうのできあがり。スーパーの袋でも代用できます。

また、土の入ったプランターをレジャーシートで巻き込んでも水の浸入を防ぐ効果が期待できます。

水害は同時多発的に広範囲で発生することが多いので、消防署や役場でも対応しきれなくなることがあります。そんなときに頼れるのは「自分」や「地域」の力です！普段から排水溝や溝の清掃をしたり、市販の簡易土のうを備蓄したりするなどの準備と心構えをもって、水害による被害を最小限に抑えましょう！